

昭和二十六年人事院規則九一五

人事院規則九一五（給与簿）

人事院は國家公務員法に基き、人事院規則九一五（給与簿）を次のように改正する。

人事院規則九一五（昭和二十七年一月一日施行）

（総則）

第一条 法第六十八条の規定による給与簿は、勤務時間報告書、職員別給与簿及び基準給与簿から成るものとする。

（勤務時間報告書）

第二条 勤務時間報告書は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条に定める課又はこれに準ずる組織の単位（以下「課係等」という）。別に月（月二回）に支給するときは、月の一日から十五日まで及び月の十六日から末日までの各期間。以下「給与期間」という。ことに作成する。

第三条 勤務時間報告書には、課係等の長が指名した者（以下「勤務時間管理員」という。）が、各職員につきその勤務時間を管理するため作成する記録（以下「出勤簿」という。）及びその他事務総長が定める記録に基づいて次に掲げる事項を記入するものとする。

一 超過勤務、超勤代休時間、超勤代休時間にした勤務、休日給の支給される日の勤務及び夜間勤務の時間並びに宿日直勤務の支給額区分別の回数（規則九一五（宿日直手当）第一条第三号に掲げる勤務及び同条第四号に掲げる勤務と同様の勤務については勤務日数）

二 管理職員特別勤務手当の計算上必要な事項

三 給与法第十五条の規定その他法令の規定により給与が減額される時間

四 特殊勤務手当の計算上必要な事項

五 國際平和協力手当の計算上必要な事項

第四条 勤務時間管理員は、各給与期間の終了後すみやかに前条に掲げる事項を勤務時間報告書に記入し、その課係等の長の証明を得て、各庁の長（給与法第七条に定める各庁の長をいう。以下同じ。）又はその委任を受けた者の指名する給与の事務を担当する者（以下「給与事務担当者」という。）にこれを送付しなければならない。

第五条 職員別給与簿は、各職員ごとに毎年作成する。（職員別給与簿）

第六条 職員別給与簿には、各給与期間につき

（期末手当その他の給与期間ごとに支給される

給与以外の給与にあつては、その支給の都度。

第十二条において同じ。）次に掲げる事項を給

与事務担当者が記録するものとする。

一 傅給、俸給の特別調整額、本府省業務調整

手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整

手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、

研究員調整手当、住居手当、通勤手当、單身

赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、

特地勤務手当（給与法第十四条の規定による

手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤

三 現金支給額

第七条 各庁の長又はその委任を受けた者の指名する人事の事務を担当する者は、給与の計算につき必要とする事項をすみやかに給与事務担当者に通知しなければならない。

（基準給与簿）

第八条 基準給与簿は、各庁の長又はその委任を受けた者の指定する部局等の組織別に各給与期間ごとに給与の支給額及び給与支給明細書に記載する。

第九条 基準給与簿には、職員別給与簿に記載された事項を、給与事務担当者が集録するものとす

る。

第十条 各庁の長又はその委任を受けた者の指定する給与の事務を担当する課係等の長は、基準給与簿の記録計算が正確で、且つ、適法であることを証明しなければならない。

（雑則）

第十二条 傷給、手当その他の給与は、各給与期間につき基準給与簿に基いて支払わなければならぬ。

（施行期日）

附 則（平成三年一二月二四日人事院規則九一八九）抄

（施行期日）

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成三年一二月二四日人事院規則九一九三）抄

（施行期日）

この規則は、平成四年一月一日から施行する。

附 則（平成四年九月一一日人事院規則九一五）抄

（施行期日）

この規則は、平成四年一月一日から施行する。

附 則（平成六年一月四日人事院規則一四三一）抄

（施行期日）

1 この規則は、この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成九年一月三一日人事院規則一一九）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成九年一二月一〇日人事院規則九一〇五）抄

（施行期日）

この規則は、平成九年一二月一〇日から施行する。

附 則（平成一三年一月一九日人事院規則一一三）抄

（施行期日）

この規則は、平成一三年一月一九日から施行する。

附 則（平成一五年一二月二五日人事院規則九一五一）

（施行期日）

この規則は、平成一五年一二月二五日から施行する。

附 則（平成一六年一〇月二八日人事院規則九一五）

（施行期日）

この規則は、平成一六年一〇月二八日から施行する。

附 則（平成一八年二月一日人事院規則一四三）抄

（施行期日）

この規則は、平成一八年二月一日から施行する。

附 則（平成一八年一二月一五日人事院規則一四六）抄

（施行期日）

この規則は、平成一八年一二月一五日から施行する。

附 則（平成一九年一月一一日人事院規則一一五）

（施行期日）

この規則は、平成一九年一月一一日から施行する。

附 則（平成二〇年二月一日人事院規則一一五）

（施行期日）

この規則は、平成二〇年二月一日から施行する。

附 則（平成二一年二月一日人事院規則一一二）抄

（施行期日）

1 この規則は、この規則は、平成二一年二月一日から施行する。

附 則（平成九年一月三一日人事院規則一一二）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成九年一二月一〇日人事院規則九一〇五）抄

（施行期日）

この規則は、平成九年一二月一〇日から施行する。

附 則（平成一三年一月一九日人事院規則一一三）抄

（施行期日）

この規則は、平成一三年一月一九日から施行する。

附 則（平成一五年一二月二五日人事院規則九一五一）

（施行期日）

この規則は、平成一五年一二月二五日から施行する。

附 則（平成一六年一〇月二八日人事院規則九一五）

（施行期日）

この規則は、平成一六年一〇月二八日から施行する。

附 則（平成一八年二月一日人事院規則一四三）抄

（施行期日）

この規則は、平成一八年二月一日から施行する。

附 則（平成一八年一二月一五日人事院規則一四六）抄

（施行期日）

この規則は、平成一八年一二月一五日から施行する。

附 則（平成一九年一月一一日人事院規則一一五）

（施行期日）

この規則は、平成一九年一月一一日から施行する。

附 則（平成二〇年二月一日人事院規則一一五）

（施行期日）

この規則は、平成二〇年二月一日から施行する。

附 則（平成二一年二月一日人事院規則一一二）抄

（施行期日）

1 この規則は、この規則は、平成二一年二月一日から施行する。

(施行期日)	第一条 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成二十一年五月二九日人事院規則一五四) 抄
(施行期日)	第一条 この規則は、公布の日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成二十一年一月二一日人事院規則九一七一六) 抄
(施行期日)	第一条 この規則は、平成二十一年二月一日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成二十一年二月一日人事院規則九一九七一) 抄
(施行期日)	第一条 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成二七年一〇月一日人事院規則九一五一五) 抄
(施行期日)	この規則は、公布の日から施行する。
(施行期日)	附 則 (令和三年三月三一日人事院規則九一五六) 抄
(施行期日)	この規則は、令和三年四月一日から施行する。
(施行期日)	附 則 (令和六年一月二三日人事院規則九一五一二) 抄
(施行期日)	この規則は、令和六年四月一日から施行する。
(施行期日)	第一条 この規則は、令和六年四月一日から施行する。